

役員等報酬規則

（目的）

第1条 この規則は、学校法人創志学園（以下「学園」という。）の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 報酬とは、役員等としての通常の役務に対するものであって、旅費規程に基づき、実費として支給される旅費、及び給与規程に基づくものは含まない。

2 役員等のうち、学園から給与を得ている者を内部役員といい、同上につき得ていない者を外部役員という。

3 常勤の役員等とは、役員等のうち次のいずれかの役職に従事することが常態である者をいう。

（1）理事会の決議に基づいて選定又は選任された役職

（2）監事の合意に基づいて選定された役職

4 非常勤の役員等とは、常勤の役員等以外の者をいう。

（報酬）

第3条 常勤の役員等の報酬の額は、理事会の定める予算の範囲内において、理事長が定める。

（非常勤役員等の報酬）

第4条 非常勤の役員等の報酬の額は、無給とする。ただし、学園から他に給与を得ていないものであって、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

（理事会出席に対する報酬）

第5条 役員が理事会に出席した場合の報酬（源泉所得税等別）は以下のとおりとする。

（1）内部役員 1万円

（2）外部役員 5万円

2 前項により区分ができない場合は、その都度理事長が定める。

（評議員会出席に対する報酬）

第6条 役員等が評議員会に出席した場合の報酬（源泉所得税等別）は、以下のとおりとする。

（1）内部役員及び内部評議員（職員・卒業生） 1万円

（2）外部役員及び外部評議員 5万円

2 前項により区分ができない場合は、その都度理事長が定める。

(同日開催時の報酬)

第7条 役員等が同日に理事会及び評議員会に出席した場合の報酬については、第5条第1項又は第6条第1項のいずれかの報酬のみとする。

(特別の役務への報酬)

第8条 報酬を得ていない非常勤役員等に対して、所轄庁による学園に対する監査、設置校の設置認可等にかかる手続きへの立会い、その他学園が特に役務を行うように依頼した場合は、第5条及び第6条に係らず、以下の基準に従って報酬（源泉所得税等別）を支払う。

(1) 1万円。ただし、半日以上を要するなどの場合は、5万円を上限として定めることができる。

(報酬の支給方法・形態)

第9条 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第10条 学園は、この規則をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

(その他の事項)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年3月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 18 日から施行する。